

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 昭和三十三年度普通交付税額の算出に用いる基準税額等の算定に関する規則
- ◇告示 ふ卵業者の登録
ひな白痢の検査
糞便検査料の減額
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公安告示 交通制限の実施
- ◇公告 昭和三十三年度保母試験合格者
- ◇雑報 昭和三十三年度鳥取県市町村共済組合事業計画変更書の概要

規則

市町村に交付すべき昭和三十三年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に關

する規則をここに公布する。

昭和三十三年十月七日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第三十六号

市町村に交付すべき昭和三十三年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に関する規則

（目的）

第一条 この規則は、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する総理府令（昭和三十三年総理府令第七十三号。以下「令」という。）の定めるところに基き、市町村に交付すべき昭和三十三年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に關し必要な事項を定めることを目的とする。

（市町村民税の基準税額の算定方法）

第二条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第三十八条第一項及び同法第三十八条の二第一項の規定に

より所得税を源泉徴収される者（以下本条において「給与退職所得者」という。）に対する所得割にかかると市町村民税の基準税額は、知事が調査した当該市町村における給与退職所得者にかかる昭和三十三年分の源泉徴収所得税額のうち、昭和三十三年度分の所得割にかかると市町村民税の課税標準となるべきであつた額に〇、一三二〇八三を乗じて得た額とする。

2 法人税割にかかると市町村民税の基準税額は、当該市町村につき（一）及び（二）によつて算定した額から（三）及び（四）によつて算定した額を加減した額とする。

（一）昭和三十三年四月一日から昭和三十三年一月三十一日までの間に終了した事業年度分にかかる課税標準となるべき額の分割法人分については、〇、〇四三〇三を乗じて得た額、昭和三十三年二月一日から

昭和三十三年三月三十一日までの間に終了した事業年度分にかかる課税標準となるべき額の分割法人分については、〇、〇五二〇四七を乗じて得た額及び、昭和三十三年二月一日から昭和三十三年一月三十一日までの間に終了した事業年度分にかかる課税標準となるべき額に分割法人以外の法人（以下「その他の法人」という。）分については、〇、〇五六八五三を乗じて得た額の合算額

（二）昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に法人税法の規定によつて修正申告し又は更正若しくは決定を受けたものにかかる課税標準額につき、分割法人とその他の法人に区分し、次の期間に終了した事業年度の区分により、それぞれの率を乗じて得た額の合算額

事業年度	区分	
	分割法人分	その他の法人分
昭和二十九年三月三十一日以前に事業年度が終了したもの	〇、〇二〇八七	—

昭和二十九年四月一日から昭和三十年六月三十日までの間に事業年度が終了したもの	〇、〇五九六一	〇、〇〇六六
昭和三十年七月一日から昭和三十年九月三十日までの間に事業年度が終了したもの	〇、〇五三二九	〇、〇〇〇一一
昭和三十年十月一日から昭和三十三年一月三十一日までの間に事業年度が終了したもの	—	〇、〇六六四
昭和三十年十月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に事業年度が終了したもの	〇、〇五二〇五	—

（三）昭和三十三年度地方交付税の算定に用いた法人税割のうち分割法人にかかると基準税額の精算による過少算定額又は、過大算定額

（四）昭和三十一年度地方交付税の算定に用いた法人税割のうちその他の法人にかかると基準税額の再精算による過少算定額又は過大算定額

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三条 固定資産税の基準税額は、土地にかかる基準税額、家屋にかかる基準税額及び償却資産にかかる基準税額の合算額とする。

2 土地にかかる基準税額は、次の各号に定める方法に

よつて算定した額の合算額とする。

一 田、畑、宅地、山林、牧場及び原野については、当該市町村の土地ごとの課税標準額の合算額が、別表市町村別土地家屋総価額表の市町村別総価額と同額となるように、土地の種類ごとの平均価額（「昭和三十三年度固定資産（土地）の平均価額の指示について（昭和三十三年七月十五日受地第四三三号鳥取県知事）」によつて各市町村長に通知した額）に当該市町村内の地積（昭和三十三年一月一日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであつた土地の種類ごとの面積をいう。た

だし、地方税法第三百四十八条の規定による非課税にかかるとの及び同法第三百五十一条の規定による免税点以下にかかるとのを除く。)を乗じて算定した額のうち日本放送協会にかかると土地で地方税法第三百四十九条の三第九項の規定に該当するものにかかる額に〇、五を乗じて得た額とその他の額との合算額に〇、〇〇九〇一六を乗じて得た額

二 その他の土地については、令第二十七条第二項第二号の規定によつて算定した額

3 家屋にかかるとの基準税額は、当該市町村の家屋の課税標準額が、別表市町村別土地家屋総価額表の市町村別総価額と同額となるように、家屋の平均価額(「昭和三十三年年度の固定資産(家屋)の平均価額の指示について(昭和三十三年五月十日受地第三一三号鳥取県知事)」によつて各市町村長に通知した額)に当該市町村内の家屋の床面積(「昭和三十三年年度固定資産(家屋)の平均価額の算出について」に基いて鳥取県知事が自治事務次官に報告した昭和三十三年年度の家屋の

平均価額の基礎として用いた家屋の床面積をいう。ただし、地方税法第三百四十八条の規定による非課税にかかるとの及び同法第三百五十一条の規定による免税点以下にかかるとのを除く。)を乗じて得た額のうち日本放送協会にかかるとの家屋で地方税法第三百四十九条の三第九項の規定に該当するものにかかる額に〇、五を乗じて得た額とその他の額との合算額に〇、〇〇九三一を乗じて得た額とする。

4 償却資産にかかるとの基準税額は、令第二十七条第四項の規定により大都市以外の市町村の基準税額の総額として自治庁長官から通知された額と同額となるように、次の各号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額の合算額とする。

一 令第二十七条第四項第一号の(一)により自治庁長官から通知された額の二分の一の額と同額となるように、当該市町村における昭和二十九年事業所統計に基いて調査した令別表第十二に定める産業分類ごとの、かつ、規模ごとの従業者数(地方税法第三百四

十八條及び第三百八十九條の規定に該当するものにかかるとの並びに「昭和三十三年度地方交付税算定に用いる償却資産にかかるとの基準税額の算定基礎資料について」に基いて鳥取県知事が自治庁長官に報告した基準評価額五千万円以上の資産を有するものにかかるとの及び一事業所の従業者が五人未満(放送業にあつては二人未満)であるものを除く。)にそれぞれ同表に定められた補正係数を乗じて得た数(整数未満は四捨五入する。)の合計数に百七十二六円四十七銭八厘を乗じて得た額

二 前号のその他の二分の一の額と同額となるように、当該市町村の償却資産課税台帳に登録された昭和三十三年度における課税標準額の合算額(地方税法第三百五十一条の規定による免税点以下にかかるとのの価額並びに同法第三百八十九条にかかるとの配分額、令第二十七条第四項第一号の四の大規模資産にかかるとの額及び船舶にかかるとの額を除く。)に〇、〇〇三二六五を乗じて得た額

三 当該市町村について令第二十七条第四項第一号の(二)及び(四)の方法によつて算定した額

(釧産税の基準税額の算定方法)

第四条 釧産税の基準税額は、第三十一条の規定によつて自治庁長官から通知された額と同額となるように、県が調査した昭和三十三年一月から同年十二月までの間における市町村ごとの釧産別の生産量に銅については一、一〇四三五を、砂鉄については二、七八一八二を、マンガンについては〇、五一九四八を、クロムについては〇、九九八二四を、白けい石については、けい石に〇、七五二五一を、炉材けい石については、けい石に〇、一八二七一を、石炭については一、〇〇をそれぞれ乗じて得た生産量に同条第一号の(一)の規定による山元価格又は山元価格を補正した額及び乗率をそれぞれ乗じて得た額とする。

(木材引取税の樹種別素材生産推定石数の算定方法)

第五条 木材引取税の樹種別素材生産推定石数は、令第三十二条の規定により、自治庁長官から通知された石

数と等しくなるように、森林法（昭和二十六年法律第
二百四十九号）第十五条による昭和三十二年度の伐採
届及び同法第十六条の許可申請に基く実行結果調によ

る市町村ごとの樹種別素材生産石数（以下「県調査石
数」という。）にそれぞれ次表に定める率を乗じて得
た石数とする。

区	乗		率
	杭木、パルプ用	その他の用	
つ	まつにかかる県調査石数に	〃	二、〇〇〇五一 一、四二二七四
ま	すぎにかかる県調査石数に	〃	二、一七九七五
す	ひのきにかかる県調査石数に	〃	一、八〇五三八
ひ	ならにかかる県調査石数に	〃	二、三四〇八二
な	ぶなにかかる県調査石数に	〃	四、六九四八四
ぶ	その他広葉樹にかかる県調査石数に	〃	一、八一六八四
樹	他樹の葉	〃	一
葉	その他	〃	一、八一六八四
広	その他	〃	一、八一六八四

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分の普通交付税について適用する。

別 表 市町村別土地家屋総価額表

市町村名	区分	田	畑	宅	地	山	林	原	野	牧	場	計	家	屋
鳥取倉境津国若瀧船橋河八丹若用佐智 気配青 物泊奥三隈北大由赤	市	1,561,770,665	154,844,974	1,446,435,340	75,416,855	12,145,369	3,250,613,203	3,993,132,384						
取子吉港 井 府美部 家園原頭比核瀬治頭 高野谷 合 郷朝金奈米良信徳	市	827,033,896	420,296,535	1,652,926,180	32,226,568	2,537,115	2,956,020,584	3,394,767,732						
	市	1,189,540,060	195,117,468	553,549,128	84,443,058	33,785,458	2,067,435,472	2,100,552,901						
	市	69,038,203	161,323,288	304,606,992	791,480	44,253	529,824,216	835,368,425						
	市	104,704,683	11,410,146	13,844,808	4,815,180	866,360	135,641,177	54,299,359						
	市	374,254,163	21,609,236	33,151,530	36,090,657	6,375,352	471,480,943	150,966,519						
	市	417,541,632	44,307,510	87,820,000	21,992,960	5,947,647	577,609,749	420,232,623						
	市	102,608,646	22,794,070	14,172,704	10,042,704	829,280	150,447,404	84,321,581						
	市	414,336,195	31,325,285	63,349,780	18,917,024	1,622,440	529,580,724	261,683,408						
	市	197,621,958	30,260,829	30,794,534	29,633,650	2,963,638	291,279,639	141,273,636						
	市	381,395,835	57,553,342	64,037,376	24,259,515	5,035,876	532,781,944	256,271,769						
	市	126,423,765	20,457,676	21,936,268	16,907,400	4,325,239	190,130,398	101,373,575						
	市	131,405,120	18,068,336	19,945,582	10,194,640	2,284,716	181,720,593	74,636,650						
	市	110,289,917	22,547,824	40,349,400	15,822,915	2,106,915	191,294,772	208,340,965						
	市	116,021,591	15,060,364	28,765,911	8,141,548	301,600	168,491,514	118,063,813						
	市	64,691,489	20,797,018	11,897,200	8,202,570	220,415	105,808,993	76,478,848						
	市	260,135,110	17,927,074	64,142,274	24,760,644	4,681,236	371,646,338	301,387,296						
	市	327,008,752	53,255,580	52,318,552	9,329,247	519,935	442,432,066	253,573,284						
	市	202,970,198	17,749,275	36,144,760	9,575,475	1,997,895	268,437,603	139,773,116						
	市	202,087,332	54,298,196	57,281,350	29,587,950	1,005,960	344,230,318	293,902,320						
	市	194,334,208	50,722,152	42,453,310	2,235,040	267,496	290,030,206	169,846,120						
	市	40,298,490	35,296,032	24,719,143	13,502,370	973,104	114,789,139	132,261,350						
	市	230,071,500	71,324,176	51,813,638	24,242,820	1,731,807	399,183,981	227,882,688						
	市	290,022,278	31,279,780	49,417,958	15,717,356	6,054,196	406,033,322	288,971,025						
	市	235,451,136	13,659,892	28,932,610	8,203,878	7,138,699	300,941,873	131,721,392						
	市	237,051,504	87,715,894	37,898,336	3,203,878	9,224,410	371,792,022	168,766,305						
	市	190,751,245	75,769,170	31,323,240	9,091,124	1,495,452	305,436,231	147,078,932						
	市	51,344,587	53,086,278	38,343,666	19,685,536	275,730	147,328,665	131,132,484						
	市	375,974,659	119,260,736	99,632,484	19,685,536	7,520,305	622,073,722	394,707,496						
	市	208,353,830	80,238,037	59,579,712	16,524,325	2,712,710	367,611,164	297,184,915						

西条岸田白瀬大谷中 黒野宿多福石根江藤	計	335,174,112	28,618,240	48,770,818	36,510,186	5,447,868	982,467	454,521,224	166,281,576
信見本住津	町	198,767,680	26,799,304	22,678,272	16,343,943	3,663,200		268,452,379	98,587,140
吉江和山	町	262,486,981	31,079,038	37,130,414	15,653,648	5,763,292		352,149,353	123,647,963
坂富南里泉尾府口	町	153,691,000	30,705,725	30,860,540	13,516,074	1,213,221		229,966,560	117,692,169
町	町	49,806,519	20,572,014	39,051,558	256,156	10,816		109,697,123	362,954,730
町	町	233,789,216	45,294,839	70,243,947	17,644,319	2,356,476		369,328,807	240,567,058
町	町	382,803,286	40,018,680	57,442,320	16,004,576	4,046,691		500,350,533	189,449,268
町	町	204,443,976	88,024,480	67,525,184	19,407,124	8,075,994		377,476,788	202,540,600
町	町	230,910,927	70,085,418	39,507,472	17,731,410	7,102,232		365,337,459	155,120,718
町	町	73,235,085	8,227,311	20,391,016	20,648,979	5,914,358		128,406,749	120,935,077
町	町	100,094,720	6,532,569	10,515,968	17,215,680	4,876,439		139,238,376	39,057,890
町	町	171,954,700	11,873,280	27,241,650	24,739,512	4,074,873		239,484,015	115,344,000
町	町	56,782,298	3,630,316	9,425,940	11,553,000	4,396,392		86,057,946	51,159,870
町	町	55,675,753	2,736,391	5,631,638	4,898,109	2,839,026		71,477,939	34,008,746
町	町	114,093,294	6,050,292	12,673,260	14,160,524	5,289,592	982,467	153,249,429	60,754,128
町	町	114,913,568	12,332,220	34,658,676	25,497,108	4,133,916		191,435,488	147,630,677
町	町	231,497,375	25,361,812	30,634,438	21,775,390	2,399,358		312,128,373	156,609,831
町	町	305,131,326	39,094,272	47,061,900	30,964,002	12,047,640		434,299,140	190,996,910
町	町	12,520,170,470	2,506,362,164	5,703,374,187	940,364,835	207,949,103	982,467	21,879,203,226	17,927,431,715

告示

鳥取県告示第四百六十九号

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号）第八条の規定により、昭和三十三年九月二十六日次のとおりふ卵業者を登録した。

昭和三十三年十月七日

住 鳥取県知事 遠 藤 氏 名 茂
 所 鳥取県知事 遠 藤 氏 名 茂
 気高郡気高町常松 鼻田ふ卵場 鼻田保雄

鳥取県告示第四百七十号

次のようにひな白痢の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、鶏の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十三年十月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及びこれと同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法 ひな白痢急速診断法

別表

実施期日	実施区域	種鶏場	実施場所
十月七日	東伯郡羽合町長瀬	林	同上
"	"	田後	"
"	"	柴尾	"
"	"	河本	"
"	"	田村	"
"	"	田熊	"
"	"	関金町泰久寺	"
"	"	日野義	"
"	"	日野高	"
"	"	竹内	"
"	"	鋤崎	"

(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号) 第五条の規定により、昭和三十三年十月十五日から同年十一月十四日までの間、糞便検査料を塗抹法五円、集卵法十円とする。

昭和三十三年十月七日

鳥取県知事 遠藤 茂

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十八号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年十月七日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 山柳 博

一日 時 昭和三十三年十月九日 午前十一時

二場 所 鳥取県教育委員会 会議室

三議 題 1 市町村教育委員会教育長の承認につい

2 その他

十四日	山根
十五日	西田
十五日	日野寿
松河原	小川
大鳥居	岸本
上野	山本
池田	大原
安歩	安長
倉吉市八屋	福沢
栗尾	岸田
東伯郡東郷町方地	吉村
大栄町原	岸田
北条町上下	市橋
東郷町小鹿谷	市橋

鳥取県告示第四百七十一号
鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十号

道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)第六条及び第十條の規定により、次のとおり交通制限を行う。

昭和三十三年十月七日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 速度制限の解除及び新たな速度制限(道路交通取締法第十條の制限)

告示月日 告示番号	解除する速度制限	対象 制速度	備考	新たに 速度制限	対象 制速度	備考
昭三〇、九、 六鳥公委第一 二九号	一級国道二十九号線鳥取市立川町五丁目一四九番地先から同町五〇〇メートルの間	馬車 30キロメートル	道路交通取締法第10条による制限解除	鳥取市鳥取駅前第一級国道二十九号線と互鳥取駅前から同市鳥取内との間及びこれに連絡する旧市内の各道路	自動車、原動機付自転車 30キロメートル	道路交通取締法第10条による制限
昭三〇、九、 六鳥公委第一 二九号	一級国道二十九号線鳥取市立川町一六一の四番地先から同市宮川町一六一の四番地先まで二、三〇〇メートルの間	馬車 25キロメートル	道路交通取締法第10条による制限解除	鳥取市吉田橋、鳥取市鹿野倉の間に吉田橋、西詰から同市内の各道路	自動車(小型自動車を除く)	道路交通取締法第10条による制限
昭三〇、九、 六鳥公委第一 二九号	一級国道二十九号線鳥取市立川町一六一の四番地先から同市宮川町一六一の四番地先まで二、三〇〇メートルの間	馬車 20キロメートル	道路交通取締法第10条による制限解除	鳥取市吉田橋、鳥取市鹿野倉の間に吉田橋、西詰から同市内の各道路	自動車(小型自動車を除く)	道路交通取締法第10条による制限

昭三三、四、三、五鳥公委第四号	昭三三、四、三、五鳥公委第三号	昭三三、四、三、五鳥公委第二号	昭三三、四、三、五鳥公委第一号	昭三二、六、五鳥公委第五号	昭三二、六、五鳥公委第四号	昭三二、六、五鳥公委第三号	昭三二、六、五鳥公委第二号	昭三二、六、五鳥公委第一号	昭三二、六、五鳥公委第一号	昭三二、六、五鳥公委第一号	昭三二、六、五鳥公委第一号	昭三二、六、五鳥公委第一号
目二番地境線から市角盤町四二	目二番地境線から市角盤町四二	目二番地境線から市角盤町四二	目二番地境線から市角盤町四二	目二番地境線から市角盤町四二	目二番地境線から市角盤町四二	目二番地境線から市角盤町四二	目二番地境線から市角盤町四二	目二番地境線から市角盤町四二	目二番地境線から市角盤町四二	目二番地境線から市角盤町四二	目二番地境線から市角盤町四二	目二番地境線から市角盤町四二
30	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25

道路交通取締法第10条による制限解除

川前子橋、美保、島田、勝手、河本、福田、高島、石崎、藤居、梶山、林田、松田、尾山、杉山、
 美保、島田、勝手、河本、福田、高島、石崎、藤居、梶山、林田、松田、尾山、杉山、
 美保、島田、勝手、河本、福田、高島、石崎、藤居、梶山、林田、松田、尾山、杉山、

自動車 原動機付自転車

30キロメートル

道路交通取締法第10条による制限

公 告

二 駐在禁止（道路交通取締法第六条の制限）

(1) 区 間
 一級国道二十九号線鳥取市中国配電株式会社前十字路から同市県庁前十字路まで三八〇メートルの間

(2) 制限の対象
 自転車を除く車馬

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条の規定により施行した昭和三十三年年度保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十三年十月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

全科目合格者

岡田寿美 森田 澄子

一部科目合格者

中居 こよ 藤沢 清子 西中 笑子

- 杉山 正恵 新信 常磐 堀尾美喜子
- 尾山 栄 中山 洋子 上島千鶴子
- 松田 幸栄 長森 玲子 持安 博子
- 林田 時江 岩佐 京子 寺坂 文女
- 梶山 弘子 岩成 好江 三谷 信子
- 藤居 恵子 池田 エキ 岩田 治子
- 石崎 京子 天野 堂子 高塚 敦子
- 高島 順子 須田 美子 仲田 直江
- 福田 三佐子 足立 艶子 内藤 幸子
- 河本 玲子 栗山 道子 氏橋 由子
- 勝手 恵津子 灘吉 陽子 安達 清子
- 川田 文子

雑報

昭和三十三年九月九日開会の第二回組合会において議決した鳥取県市町村職員共済組合昭和三十三年度事業計画変更書の概要を次のとおり公告する。

昭和三十三年十月七日

鳥取県市町村職員共済組合 理事長 野坂寛治

変更事業計画概要

(1) 各経理における事業計画変更の概況

経理単位名	概	要
短期経理	昭和33年10月1日から実施される医療点数の改正、結核予防公費負担の一括打ち切り及び健康診断実施に伴う給付費の増額並びに保健経理への繰入金当初計画1,450,000円を2,300,000円に増額するため計画変更を行う。	
長期業務保健	この財源については年度当初の当期利益金を充当する。変更なし。	
宿泊	年度当初職員10人の計画をたつたが、これを9人にしたため計画変更をする。	
宿	専任職員1人を振替配置したため及び療養費負担に伴う厚生費の支出増のため短期経理から当初計画1,450,000円を850,000円を追加し2,300,000円の繰入れを行う。	
	土地の一部買収及び人件費、事務費の支出増のため計画変更を行う。	

短期経理予定貸借対照表

事項	短期経理		内	容	
	昭和33年度当初計画	昭和33年度末		昭和33年度当初計画	昭和33年度末
1 貸付金	4,500,000	6,450,000	5,000,000	7,300,000	4,500,000
2 繰入金	6,450,000	5,000,000	1,450,000	5,000,000	7,300,000
					2,300,000

短期経理予定貸借対照表

科目	短期経理予定貸借対照表		比較増減(△)
	昭和33年度末	昭和33年度末	
(借)	10,282,000	6,480,000	△ 3,802,000
預金	11,167,000	11,167,000	—
短期貸付	4,500,000	4,500,000	—
貸付	4,000,000	4,000,000	—
委託	500,000	1,000,000	500,000
積立	100,000	100,000	—
準備	1,743,000	1,743,000	—
計	32,292,000	28,990,000	△ 3,302,000
(貸)	4,000,000	4,000,000	—
現金	3,790,000	4,038,000	△ 248,000
預金	4,393,000	4,234,000	△ 161,000
未収	20,104,000	16,713,000	△ 3,386,000
不足	32,292,000	28,990,000	△ 3,302,000
剰余			
合計			

短期経理予定損益計算書

科目	昭和33年度		昭和33年度 比費増減(△)
	当初計画額	変更計画額	
(貸) 金基金 当計	41,212,000	41,601,000	389,000
(借) 短期利息	13,737,000	13,867,000	130,000
短期利息	400,000	400,000	-
合計	55,349,000	55,868,000	519,000
(貸) 担保 当計	44,210,000	47,176,000	2,966,000
(借) 除災業 加経理	221,000	221,000	-
除災業 加経理	1,045,000	1,045,000	-
泊健 期	11,000	16,000	5,000
保り休 附保当	5,000,000	5,000,000	-
給給給 給給給	1,450,000	2,300,000	850,000
繰繰繰 繰繰繰	3,412,000	110,000	3,302,000
益	55,349,000	55,868,000	519,000

業務経理総則

事項	昭和33年度当初計画		昭和33年度 変更計画
	当初計画額	変更計画額	
1 人件費及び事務費 の最高限度	3,366,500	2,297,500	2,152,300
職員給 与費	549,000	549,000	569,000
放 事	520,000	520,000	589,600
840	840	840	840
2 組合員1人当の額	300,000	300,000	300,000
3 借入金			

業務経理予定貸借対照表

科目	昭和33年度末		昭和33年度末 変更計画額	比較増減(△)
	当初計画額	変更計画額		
(借) 金基金 品	207,400	223,700	21,300	-
収収 収収	300,000	300,000	-	-
収収 収収	10,000	10,000	-	-
収収 収収	3,000	3,000	-	-
収収 収収	60,000	60,000	-	-
収収 収収	587,700	600,700	33,000	-
1,148,100	1,202,400	54,300	-	
(貸) 金基金 金	300,000	300,000	-	2,600
借借 借借	37,800	40,400	64,100	△
借借 借借	242,100	178,000	115,800	△
借借 借借	563,200	634,000	54,300	△
1,148,200	1,202,400	54,300	△	

業務経理予定損益計算書

科 目	昭和33年度		比較増減(△)
	当初計画額	変更計画額	
(貸) 金入金	3,788,000	3,788,000	—
利息	10,000	10,000	—
業務及配当	53,700	49,000	△ 4,700
損失	444,800	329,000	△ 115,800
計	4,296,500	4,176,000	△ 120,500
(借) 員 給	2,297,500	2,152,300	△ 145,200
職員	395,300	313,700	△ 81,600
生 務	549,000	869,000	△ 320,000
給 消 給 借 借 担	520,000	589,600	△ 69,600
水 却	15,600	15,600	—
熱 価	12,400	34,400	△ 22,000
合 計	2,000	4,000	△ 2,000
職 員 給	232,000	217,600	△ 14,400
職 員 給	22,000	22,000	—
職 員 給	88,000	88,000	—
職 員 給	53,700	26,300	△ 27,400
職 員 給	9,000	13,500	△ 4,500
職 員 給	100,000	100,000	—
職 員 給	4,296,500	4,176,000	△ 120,500
職 員 給	2,297,500	2,152,300	△ 145,200
職 員 給	395,300	313,700	△ 81,600
職 員 給	549,000	869,000	△ 320,000
職 員 給	520,000	589,600	△ 69,600
職 員 給	15,600	15,600	—
職 員 給	12,400	34,400	△ 22,000
職 員 給	2,000	4,000	△ 2,000
職 員 給	232,000	217,600	△ 14,400
職 員 給	22,000	22,000	—
職 員 給	88,000	88,000	—
職 員 給	53,700	26,300	△ 27,400
職 員 給	9,000	13,500	△ 4,500
職 員 給	100,000	100,000	—
職 員 給	4,296,500	4,176,000	△ 120,500

業務経理予定損益計算書説明書

科 目	昭和33年度当初計画		昭和33年度変更計画
	当初計画	変更計画	
(貸) 金入金	3,788,000	3,788,000	—
利息	10,000	10,000	—
業務及配当	53,700	49,000	△ 4,700
損失	444,800	329,000	△ 115,800
計	4,296,500	4,176,000	△ 120,500
(借) 員 給	2,297,500	2,152,300	△ 145,200
職員	1,644,300	1,466,700	△ 177,600
生 務	616,400	657,900	△ 41,500
給 消 給 借 借 担	83,100	74,200	△ 8,900
水 却	73,200	64,500	△ 8,700
熱 価	57,600	64,500	△ 6,900
合 計	2,000	4,000	△ 2,000
職員	232,000	217,600	△ 14,400
職員	22,000	22,000	—
職員	88,000	88,000	—
職員	53,700	26,300	△ 27,400
職員	9,000	13,500	△ 4,500
職員	100,000	100,000	—
職員	4,296,500	4,176,000	△ 120,500
職員	2,297,500	2,152,300	△ 145,200
職員	395,300	313,700	△ 81,600
職員	549,000	869,000	△ 320,000
職員	520,000	589,600	△ 69,600
職員	15,600	15,600	—
職員	12,400	34,400	△ 22,000
職員	2,000	4,000	△ 2,000
職員	232,000	217,600	△ 14,400
職員	22,000	22,000	—
職員	88,000	88,000	—
職員	53,700	26,300	△ 27,400
職員	9,000	13,500	△ 4,500
職員	100,000	100,000	—
職員	4,296,500	4,176,000	△ 120,500

厚生費	通勤手当 —	(600×5+200×2) × 12=40,800	40,800
	日直手当 —	日当 人数 回数 180 × 10 × 5.2 = 9,360	9,400
	退職手当 36,800	36,900-9,180=27,620	27,700
	共済組合負担金 393,300		343,700
	恩給組合負担金 126,800		114,100
	全国退職給与金負担金 189,100	1,466,700 × $\frac{72}{1000}$ + 8,400=114,002	158,500
	職員健康診断費 49,400	1,466,700 × $\frac{108}{1000}$ = 158,404	44,100
	その他職員厚生費 20,000	1,466,700 × $\frac{30}{1000}$ = 44,001	9,000
	議員旅費 549,000	1,000 × 9 = 9,000	18,000
	役員旅費 65,000	2,000 × 9 = 18,000	569,000
	事務用消耗品費 434,000		65,000
	事務用印刷費 520,000		504,000
	図書印刷費 68,700		589,600
	新聞図書購入費 143,000		68,700
	印刷費 7,000		173,000
	送金郵便料 136,000	2,250 × 12 = 27,000	27,000
	通信郵便料 6,000	事業計画変更書印刷費 10,000を追加	146,000
	送金郵便料 74,400		6,000
	送金郵便料 14,400		114,000
	送金郵便料 60,000		30,000
	送金郵便料 153,900	7,000 × 12 = 84,000	84,000
			153,900

旅費	食糧費 74,000	74,000	74,000
	光原修費 15,600	15,600	15,600
	熱袖 12,400	34,400	34,400
	給消繕借 2,000	4,000	4,000
	水卸 232,000	217,600	217,600
	費費資料 22,000	189,800	189,800
	借金利息 22,000	27,800	27,800
	諸負担 88,000	13,000 × 4 + 14,500 × 3 + 14,500 × 1.3 × 5 = 189,750	
	諸負担 88,000	13,000 × 4 + 2,500 × 3 + 2,500 × 1.3 × 5 = 27,750	
	諸負担 53,700	借入金利息 300,000 × 0.6 × $\frac{9}{12}$ = 13,500	100,000
	諸負担 9,000		100,000
	雑費 100,000		4,176,000
合	4,296,500		

事項	金額	保健経理総則	
		昭和33年度当初計画	昭和33年度変更計画
1 繰入金	1,450,000	1,450,000	2,300,000
	短期経理より繰入金	50,000	418,000
	職員給与費	50,000	258,000
2 人件費及び事務費の最高限度	50,000	0	160,000

保健經理予定貸借対照表

科 目	昭和33年度末		比較増減(△)
	昭 和 3 3 年 度 末 当 初 計 画 額	昭 和 3 3 年 度 末 変 更 計 画 額	
(借 方) 金	42,200	121,400	79,200
預合 (貸方) 計	42,200	121,400	79,200
退職手当引当金計	42,200	64,200	15,000
合 計	42,200	121,400	79,200

保健經理予定損益計算書

科 目	昭和33年度		比較増減(△)
	昭 和 3 3 年 度 末 当 初 計 画 額	昭 和 3 3 年 度 末 変 更 計 画 額	
(貸 方) 金	3,000	3,000	0
利息及び配当計	1,450,000	2,300,000	850,000
短期経理より	1,453,000	2,303,000	850,000
合 計	1,453,000	2,303,000	850,000
(借 方) 金	0	238,000	238,000
職員給与	1,125,000	1,767,000	642,000
事務及利益	0	160,000	160,000
濃厚事務旅費	50,000	0	50,000
合 計	275,000	100,000	175,000
合 計	3,000	18,000	15,000
与費費税金	1,453,000	2,303,000	850,000

宿泊經理総則

事 項	内		容
	昭 和 3 3 年 度 当 初 計 画	昭 和 3 3 年 度 変 更 計 画	
1 繰入金	5,000,000	5,000,000	5,000,000
2 借入金	14,500,000	14,500,000	14,500,000
3 不動産の取得	17,378,000	4,814,000	17,428,000
	12,564,000	12,564,000	4,864,000
4 人件費及び事務費の最高限度	1,920,700	1,456,400	1,989,100
	262,000	318,000	1,464,600
	202,000	206,500	318,000

宿泊經理予定貸借対照表

科 目	昭和33年度末		比較増減(△)
	昭 和 3 3 年 度 末 当 初 計 画 額	昭 和 3 3 年 度 末 変 更 計 画 額	
(借 方) 金	2,719,400	2,315,200	404,200
現金品金並物置	130,000	150,000	150,000
収払収	365,000	365,000	365,000
収	30,000	30,000	30,000
収	3,000	3,000	3,000
収	11,408,000	11,403,000	11,403,000
収	832,000	832,000	832,000
収	324,000	324,000	324,000
収	2,719,400	2,315,200	404,200
収	130,000	150,000	150,000
収	365,000	365,000	365,000
収	30,000	30,000	30,000
収	3,000	3,000	3,000
収	11,408,000	11,403,000	11,403,000
収	832,000	832,000	832,000
収	324,000	324,000	324,000

器具木地権用費	21,000	21,000	—
搬備	2,482,300	2,732,300	250,000
運費	30,000	30,000	—
及び竹湯業	4,814,000	4,864,000	50,000
私	60,000	60,000	—
器具	28,500	28,500	—
車器立引前割	136,000	136,000	—
合計	23,403,200	23,299,000	△ 104,200
(貸)	4,500,000	4,500,000	—
期	200,000	200,000	—
私	10,000	10,000	—
期	900,000	900,000	—
無職	10,000,000	10,000,000	—
手	1,326,000	1,326,000	—
税	2,800	2,800	—
倒	30,000	30,000	—
檢	7,500	7,500	—
補	2,200,000	2,200,000	—
合	825,000	825,000	—
	3,401,900	3,297,700	△ 104,200
	23,403,200	23,299,000	△ 104,200

宿泊経理予定損益計算書

科 目	昭和33年度		比較増減(△)
	当 初 計 画 額	変 更 計 画 額	
入金	4,734,300	4,734,300	—
入金	20,000	20,000	—
配線	5,000,000	5,000,000	—
及び	9,754,300	9,754,300	—
施設	1,456,400	1,464,600	8,200
利息	166,200	172,000	5,800
施利	262,000	313,000	56,000
短	202,300	206,500	4,500
合	2,000,000	2,000,000	—
与	2,368,000	2,368,000	—
費	337,000	337,000	—
費	1,200	1,200	—
費	670,000	670,000	—
費	138,000	138,000	—
費	20,000	20,300	300
費	7,500	7,500	—
費	150,000	150,000	—
費	10,000	10,000	—
費	34,000	34,000	—
費	70,000	103,000	30,000
費	259,000	259,000	—
費	897,300	897,300	—
費	62,400	62,400	—
費	2,443,000	2,338,800	△ 104,200
費	9,754,300	9,754,300	—